

## かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業実施要綱

### 1. 目的

高齢化の進展により、複数の慢性疾患を有する高齢者が増加する中、予防や生活全般に対する視点も含め、継続的・診療科横断的に患者を診るとともに、必要に応じて、患者の状態に合った他の医療機関を紹介するなど、かかりつけ医機能の強化が求められている。新型コロナウイルス感染症への対応でも、高齢者や基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いと報告されており、生活習慣病等の患者に継続的・総合的に対応する、かかりつけ医機能の重要性は高い。

かかりつけ医機能の普及に向けた取組が医療関係団体を中心に進められており、地域において主にかかりつけ医機能を果たし、地域包括ケアシステムの一翼を担っている医療機関があるが、患者の視点から見れば、かかりつけ医機能のイメージは様々である。

こうした状況の中、「医療計画の見直し等に関する検討会」において、令和2年12月11日に取りまとめられた「外来機能の明確化・連携、かかりつけ医機能の強化等に関する報告書」において、かかりつけ医機能の強化に取り組むこととされた。

本事業においては、かかりつけ医機能にかかる好事例を収集し、専門的検討を行うことにより、かかりつけ医機能が地域で求められている役割を明らかにするとともに、好事例の横展開を図り、かかりつけ医機能の更なる普及を進めることを目的とする。

### 2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「かかりつけ医機能の強化・活用にかかる調査・普及事業公募要領」により採択された団体とする。

### 3. 事業内容

医療関係団体に対するヒアリングや実地調査、文献調査を通じてかかりつけ医機能の強化・活用に関する好事例等を情報収集し、関係者や有識者による検討委員会での議論を通じて、かかりつけ医機能に係る事例集を取りまとめるとともに、今後の方策についての提言を行う。

#### (1) かかりつけ医機能の強化・活用に関する好事例等の情報収集

かかりつけ医機能の強化・活用に関する好事例を収集するため、以下の調査業務を行う。

##### ①医療関係団体等に対するヒアリング

各医療関係団体（5～10団体程度）を対象に、以下の点を中心にヒアリングを行う。

- ・各医療関係団体が実施する、かかりつけ医機能普及のための取組
- ・各医療関係団体が推薦する、かかりつけ医機能を発揮している好事例

ヒアリングについて、議事録を作成するとともに取りまとめた報告書を作成する。な

お、ヒアリングの回数は各団体について2回以上とする。

## ②かかりつけ医機能を発揮する好事例の収集

地域でかかりつけ医機能を発揮している好事例について情報収集を行う。情報収集の対象とする事例については、10～15例程度を想定し、「①各医療関係団体に対するヒアリング」や「検討委員会（（2）で記載）」における議論を参考に、厚生労働省医政局総務課（以下「当課」という。）と協議して決定する。また、対象事例の決定にあたっては、有識者へのヒアリング、好事例の候補となる事例に対する電話での聞き取り等による予備調査を行うことも想定する。

情報収集の対象となった事例は、現地調査を行うことを原則とするが、資料の提供依頼、電話での聞き取り等、対象とする事例や状況に応じた方法を選択する。

以下の点を中心に、かかりつけ医機能を発揮する好事例としての横展開に資する情報を収集する。

- ・どのような役割を地域において果たしているか
- ・地域で求められる役割を果たすに至った経緯
- ・地域で求められる役割を果たすにあたって障害となることは何か、また、どのようにしてその障害を克服しているか
- ・地域の他の関係者とどのように関係を構築し、連携しているか

なお、好事例の収集にあたっては、新型コロナウイルス感染症の対策にかかりつけ医機能を有効活用したという観点も考慮し、調査を行う。

情報収集した結果について取りまとめ、報告書を作成する。

## ③かかりつけ医機能に関するエビデンスの収集

かかりつけ医機能に関するエビデンスを収集する。関連する政策制度や意識調査等について文献調査を行い、取りまとめた資料を作成する。その際、我が国の文献、海外文献を問わず、広く情報収集を行う。

情報収集した結果について取りまとめ、報告書を作成する。

## （2）検討委員会の運營業務

かかりつけ医機能について収集した好事例等について検証し、好事例の横展開等も含めた今後の方策を提言するため、関係団体及びかかりつけ医機能に関する有識者（12名程度）から構成される検討委員会を年度内に6回程度開催する。受託者は、当該検討委員会を主催し、以下に記載する事務のすべてを行う。

### ○会場準備、必要資料の準備・印刷、当日運営・進行

- ・会議室の確保（30名程度収容、半日（午後）程度の使用を想定。）、当日の会場準備、備品（マイク等）の借用等については、事業者において手配すること。
- ・オンラインでの開催も可とするが、セキュリティ担保の手段について適切に対応す

ることとする。

- 日程調整、会場確保、謝金・旅費精算等の事務手続き
- 検討委員会メンバー、当省との意見調整
- 議事概要の作成

#### 【事前準備段階の作業】

検討委員会の開催にあたっては、当課と準備のスケジュールを含めて事前に十分に協議の上、議題の調整、事前の情報収集及び資料の作成を行う。

検討委員会では、「(1)かかりつけ医機能の強化・活用に関する好事例等の情報収集」について報告するとともに、好事例の横展開に資する事例集の案を提示する。また、かかりつけ医機能が地域で求められている役割のあり方や、かかりつけ医機能の普及、強化に向けて必要とされる取組についても必要に応じて検討委員会の議題とする。

検討委員会の議題について取りまとめた当日資料については、検討委員会の1週間前を目安に作成し、遅くとも検討委員会の前日までに、出席予定者に送付する。

#### 【検討委員会当日、検討委員会後の対応】

検討委員会当日は、検討委員会委員との意見交換・質疑応答を行う。検討委員会委員との意見交換・質疑応答終了後は、議事概要を作成するとともに、議論を踏まえて必要な取りまとめ及び調整を行う。

### (3) かかりつけ医機能に係る事例集の作成業務

(2)において触れたとおり、かかりつけ医機能に係る好事例の横展開に資する事例集を作成する。

事例集は、(1)で収集した好事例等の情報や、検討委員会における議論をもとに、地域でかかりつけ医機能を発揮しようとする医療関係者や、かかりつけ医機能について理解しようとする医療を利用する立場の者等が参考にできるものとする。

### (4) 業務の管理

#### ①業務報告

- ・本事業の実施に際しては、当課と定期的（毎週1回、1時間程度）に打合せを実施し、状況を十分共有しながら対応を行うこと。なお、打合せは原則として当省内で行う。
- ・当課の求めに応じて対象の会議に同席すること。会議に同席した場合には、当課の求めに応じて議事録案を提示するなどして支援を行うこと。また、関係者が議事録案を作成する場合には、その確認や修正すべき点を当課に報告すること。
- ・この他、事業の実施状況、実施結果等について当課からの求めがあった場合は、必要な報告や資料作成を行うこと。

## ②進捗管理

- ・本業務を計画的に推進するためのプロジェクト実施計画書を作成すること。作成に当たっては、作業スケジュール、作業体制、作業内容、作業方法等を記載し、当課の指示に基づき調整の上、作成し承認を受けること。
- ・年度末においてプロジェクト作業完了報告書を作成の上、当課に当該年度の作業内容、次年度の作業内容、次期事業者への引継ぎ事項等を報告し承認を受けること。

## (5) その他

業務の実施にあたり、以下の事項を遵守すること

- ①医療法について熟知するほか、かかりつけ医機能の趣旨、社会的な議論の状況について把握するとともに、当課から医療法及びかかりつけ医機能に関する情報等が提供された場合には、その内容を把握し、事業に反映させること。

## ②施設・設備等に関すること

- ア 作業が円滑に実施でき、防犯対策、セキュリティ等の確保が図られている施設において業務を実施すること。
- イ 常に良好な稼働状態を確保し、定期的なバックアップ等、突発的な障害には即時に対応するなど安定した管理を行うこと。

## ③業務の運用・管理に関すること

- ア 業務を一体的・効率的に遂行できる組織体系とすること。
- イ 業務を円滑かつ安定的・継続的に遂行できるよう、具体的な作業手順等を定めた運用要領を策定すること。
- ウ 策定した運用要領に修正が必要と認められる場合には、是正措置内容・計画について当課と事前に協議し、当課の指示に従うこと。

## エ 当課との連携

業務の運用にあたっては、当課とも相談しながら事業を進めること。また、当課が指示した場合には、管理している情報及びその他の当該業務に必要な情報を収集し提出すること。

## オ 業務の運用状況の監視調査

機器をはじめとした、以下の項目等の監視調査を実施すること。

- ・運用ルール等を維持する施策を策定すること。
- ・セキュリティ調査と脆弱性監査、改善策の検討、報告を行うこと。
- ・ウイルス検知とウイルス対策の実施、定期的なログ監視調査結果の報告を行うこと。
- ・データのバックアップを実施し、データを管理すること。

④上記①～③のほか、事業者は、業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

(6) 提出成果物一覧及び提出期日

①進捗管理表：定期的打合せ時

②医療関係団体等に対するヒアリングに関する報告書：令和4年3月19日

③かかりつけ医機能を発揮する好事例の収集に関する報告書：令和4年3月19日

④かかりつけ医機能に関するエビデンスの収集に関する報告書：令和4年3月19日

⑤かかりつけ医機能に係る事例集：令和4年3月19日

※不完全な成果物が確認された場合、納入期限までに必要な修復を行う必要がある。

- ・ 成果物は紙媒体及び電磁的記録媒体（CD-R等）により作成すること。
- ・ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本工業規格A列3番を使用すること。また、差し替えが可能なようにバイнда方式とすること。
- ・ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Word2016、同 Excel2016、同 PowerPoint2016 で読み込み可能な形式、又はPDF形式で作成し、納品すること。ただし、当省が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受注者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。
- ・ 納品後、当省において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。